

我が国における主な B S E 対策

<平成 2年>

7月 13 日

B S E による英国及びその他からの生体牛輸入禁止 (農水)
B S E による英国及びその他からの湿熱処理 (136 / 30分) 以外肉骨粉の輸入禁止 (農水)

<平成 8年>

3月 26 日

英国からの牛肉及びその加工品について輸入自粛指導 (厚労)

3月 27 日

英国からの牛肉加工品及び肉骨粉等の輸入完全停止 (農水)

4月 16 日

反すゝ動物の肉骨粉の反すゝ動物への使用を禁止 (通達) (農水)

<平成 13年>

1月 1 日

EU諸国などからの全ての牛製品、肉骨粉等の輸入停止 (農水)

4月 1 日

アクティブ・サーベイランスの開始 (農水)

5月 17 日

と畜場におけるアクティブ・サーベイランスの開始 (厚労)

9月 10 日

我が国初の B S E 発生の疑いについて農林水産省より公表

9月 12 日 ~ 21 日

牛用配合飼料工場への緊急立入検査 (農水)

9月 12 日 ~ 30 日

緊急全戸全頭調査 (農水)

9月 18 日

反すゝ動物に由来するたん白質の牛への給与を禁止 (農水)

9月 19 日

B S E に対する監視体制の強化 (厚労)
24 ヶ月齢以上の症状牛の全て及び 30 ヶ月齢以上の牛の全頭をスクリーニング検査の対象として監視体制の整備を進める。

30 ヶ月齢以上の牛の出荷繰り延べ指導 (農水)

9月 21 日

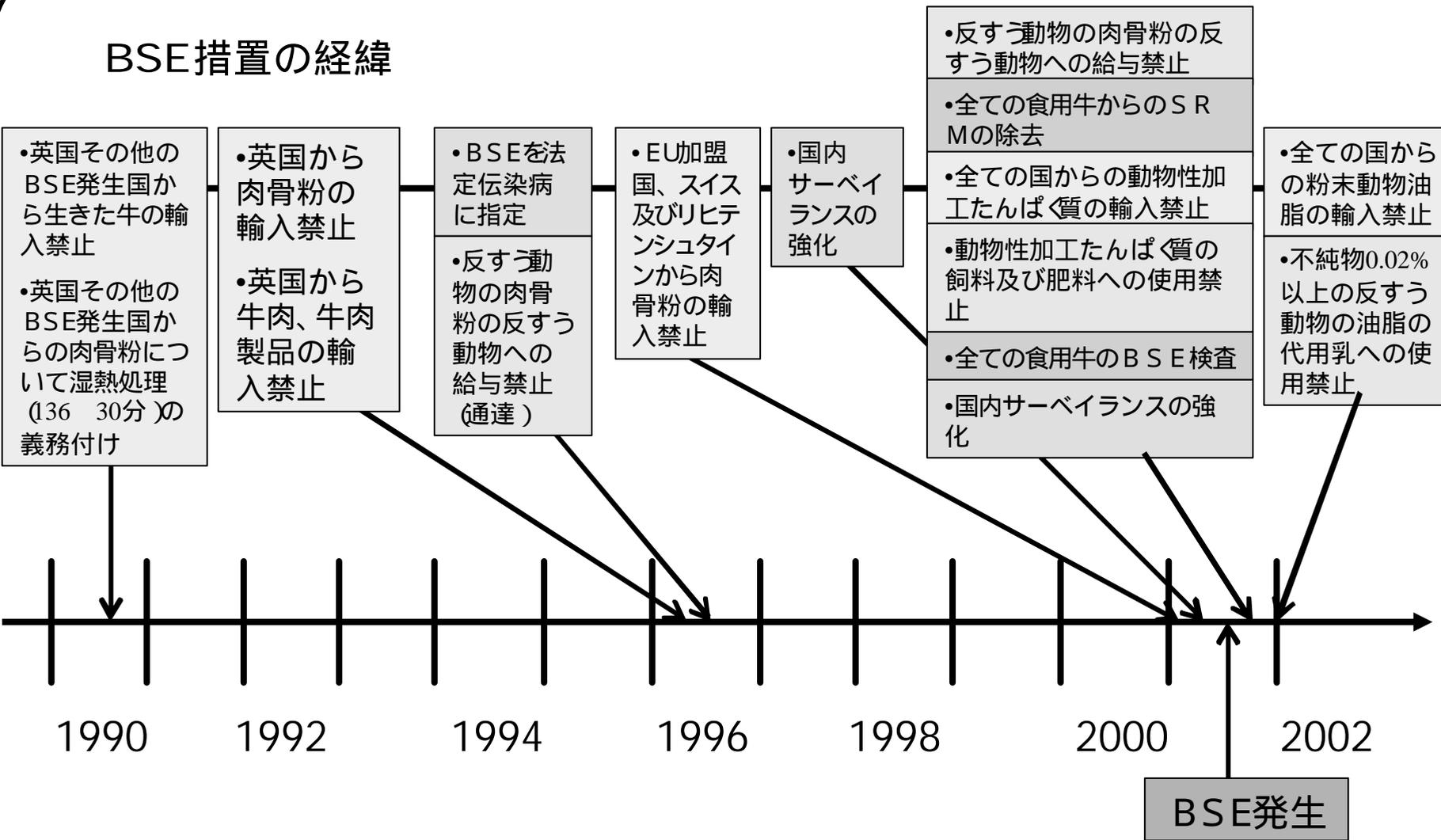
英国獣医研究所の確定診断で B S E 陽性と判明

9月 27 日

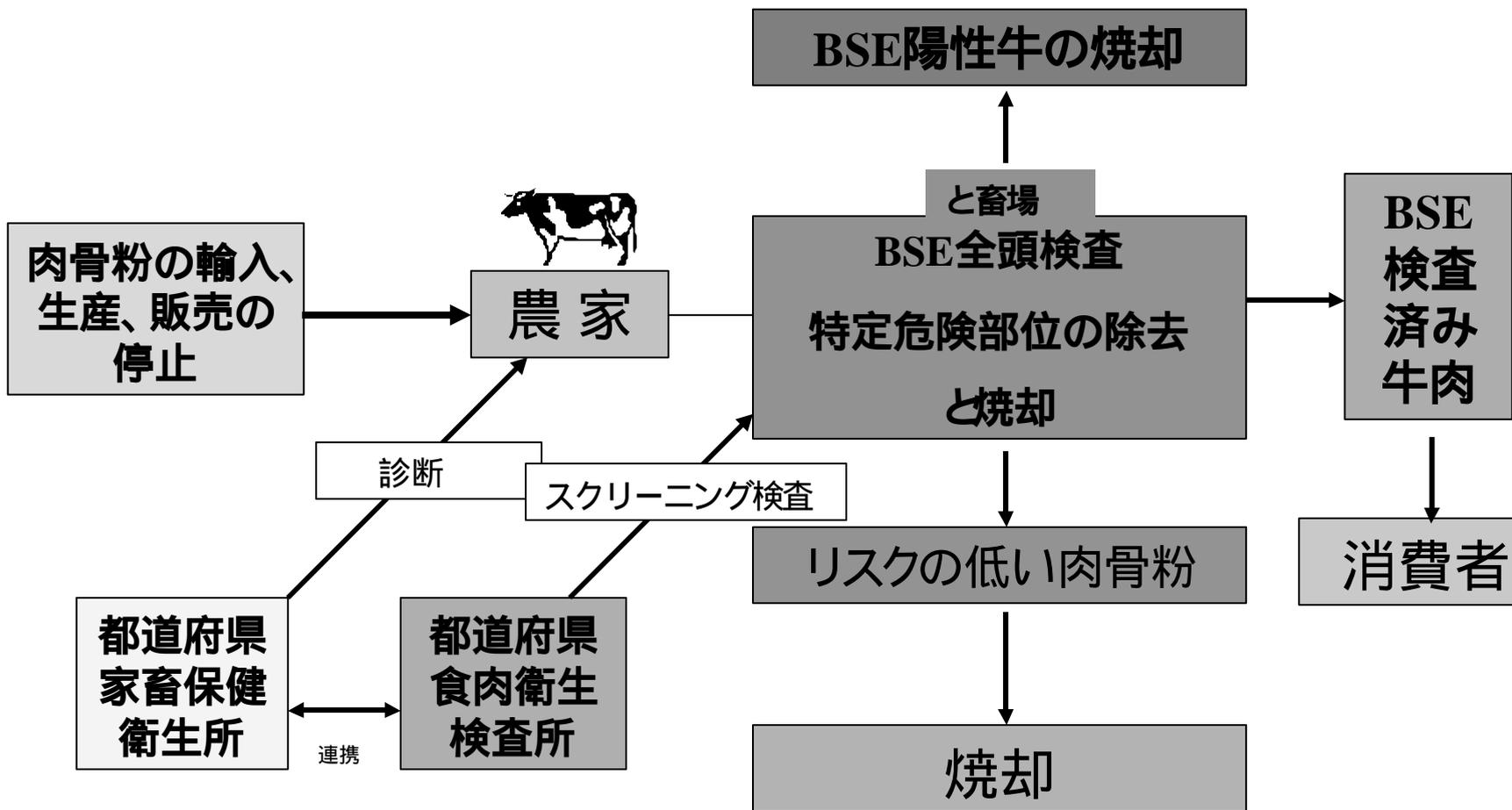
12 ヶ月齢以上の牛の頭蓋 (舌、頬肉を除く)、せき髄及び全ての牛の回腸遠位部の除去・焼却 (厚労)

- 10月1日 飼料及び肥料用の肉骨粉の製造及び出荷を緊急的に停止 (農水)
 全ての国からの肉骨粉の輸入禁止 (農水)
 全ての国及び地域からの動物性たん白 (肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの)については輸入を停止。
- 10月9日 BSEスクリーニング検査の対象拡大の方針決定 (厚労)
 国民の不安を解消するという観点から、30ヶ月齢未満の牛も含め全ての牛をスクリーニング検査の対象とする。
- 10月17日 特定部位の除去・焼却を義務付け (厚労)
 と畜場法施行規則の一部改正により、以下を義務付け。
 全ての牛の 頭部 (舌及び頬肉を除く。施行後1年間は脳及び眼とする。)、
 脊髄、 回腸の一部 (盲腸との接続部分から2mまでの部分)の除去・焼却
- 10月18日 BSE全頭検査の実施 (厚労)
 全国の食肉衛生検査所等において、食肉処理を行う全ての牛のBSEスクリーニング検査の一斉開始。
- BSEサーベイランスの実施 (農水)
 BSE検査対応マニュアルを制定し、農場における異常牛・死亡牛の届出のほか、疑似患畜や中枢神経症状を呈した牛のBSE検査の実施等のサーベイランスを実施。
- <平成14年>
 4月1日 24ヶ月齢以上の死亡牛の検査の実施 (農水)
 24ヶ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を実施。(地理的条件等により実施が困難な場合を除く。)(平成16年4月1日から完全実施)
- 7月4日 トレーサビリティーの導入 (農水)
 牛肉の生産履歴が追跡可能とするため、全ての牛に標識 (耳標)をつけ、牛一頭ごとの情報を記録、管理を行う体制を導入。
- <平成16年>
 1月15日 牛のせき柱の肥料・飼料利用の禁止 (農水)
 *平成16年5月1日施行
- 1月16日 牛のせき柱の除去 (厚労)
 BSE発生国又は発生地域において飼養された牛の肉を、一般消費者に直接販売する場合は、せき柱 (胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)を除去しなければならない等。
 *平成16年2月16日施行

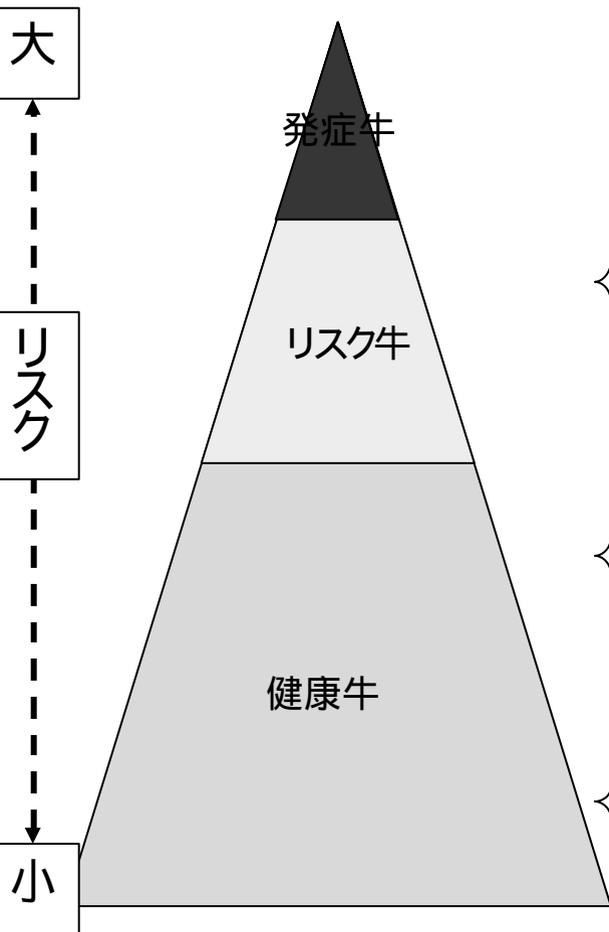
BSE措置の経緯



2001年10月以降のBSE予防対策

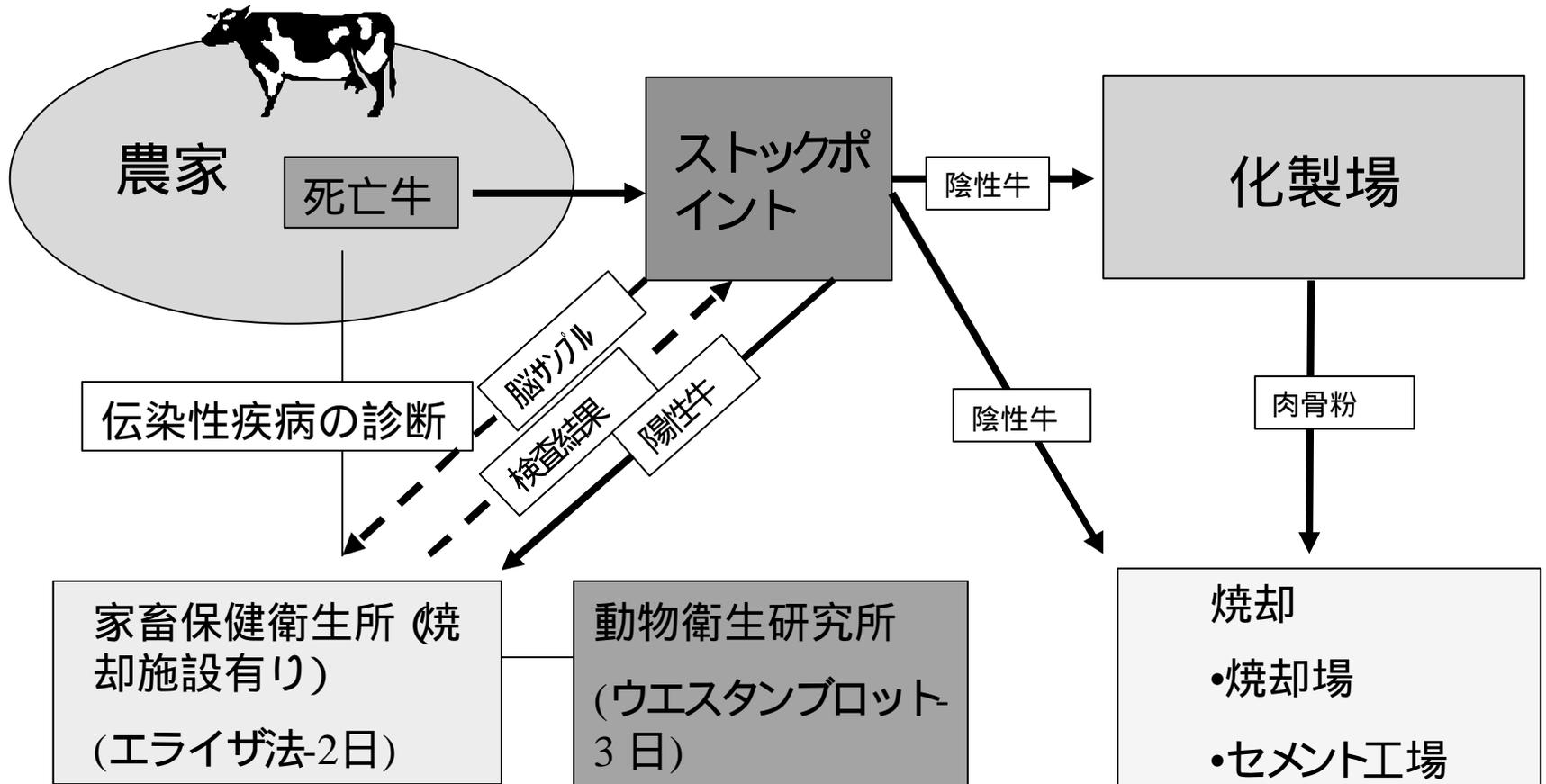


サーベイランス (BSE検査) の結果



		材料の採取場所	検査頭数 (陽性頭数)			
			2001年度	2002年度	2003年度	
}	中枢神経症状のある牛 (24ヶ月齢以上)	家畜保健衛生所	132(1)	420		
	擬似患畜 (コホート牛)	家畜保健衛生所	162	140		
}	死亡牛 (24ヶ月齢以上)	死亡牛ストックポイント等	801	3,755	39,891 (1月まで)	
	症状のある牛 (24ヶ月齢以上)	と畜場	1,581	2,973(3)	5,784(1)	
}	その他	30ヶ月齢=<	と畜場	215,548(2)	517,767(1)	461,578
		30ヶ月齢>	と畜場	306,192	733,071	703,308(2)

死亡牛のBSE検査



飼料給与禁止措置

(2002年1月11日以降)

由来	用途 種類	肥料	ペット フード	飼料		
				鶏	豚	牛
牛	肉骨粉その他のミール					
	蒸製骨粉					
豚	肉骨粉その他のミール	牛の肉骨粉と別のラインで製造されたもののみ				
	血粉			血粉のみ		
海洋哺乳類	肉骨粉, 蒸製骨粉	牛の肉骨粉と別のラインで製造されたもののみ				
家きん類	フェザーミール, チキンミール, 蒸製骨粉	牛の肉骨粉と別のラインで製造されたもののみ				

危険部位除去後に133℃ 20分
3気圧で処理されたもののみ

牛の肉骨粉と別のライン
で製造されたもののみ

血粉のみ

牛の肉骨粉と別のライン
で製造されたもののみ

牛の肉骨粉と別のラインで製造されたもののみ